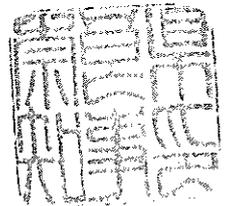




病院マ第 4 4 号  
令和 2 年 6 月 1 2 日

奈良県公立大学法人奈良県立医科大学評価委員会  
委員長 垣内 喜代三 殿

奈良県知事 荒井 正 吾



公立大学法人奈良県立医科大学役員に対する報酬等の支給基準の  
変更について（通知）

地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 5 6 条第 1 項の規定に  
基づき、別添のとおり通知します。

# 給与改定等に伴う規程改正概要

## I 役員報酬改定関係

### 1 期末手当の改定

#### ①令和元年(平成31年)度分(令和元年12月1日適用)

3月支給月数を下記のとおり決定  
 ア 奈良県特別職給与改定連動分(人勧分)+0.05月→実施  
 イ 3月支給予定の0.1月分→法人の業績を考慮し、0.05月分を支給  
 →合計 0.1月分を支給

令和元年度支給予定月数			
6月	12月		計
	12月支給	3月支給	
1.675	1.575	0.1	3.35

→

令和元年度確定支給月数			
6月	12月		計
	12月支給	3月支給	
1.675	1.575	0.1	3.35

\*奈良県特別職給与改定連動分  
 (人勧分)+0.05月を実施した場合  
 →年間支給月数 3.40月

#### ②令和2年度分(令和2年4月1日施行)

令和2年度支給予定月数			
6月	12月		計
	12月支給	3月支給	
1.7	1.6	0.1	3.4

\*注 3月支給の支給率は、年間支給率を  
 3.40月とした場合のもの

### 2 給与抑制措置の継続

令和2年度も、令和元年(平成31年)度と同様の給与抑制措置の継続(2.8%)

公立大学法人奈良県立医科大学役員報酬規程の一部改正

改 正 後	現 行
<p>(期末手当) 第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の170</u>、12月に支給する場合には<u>100分の170</u>を上限として理事長が定める月数（以下この条において「期末手当月数」という。）を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (基本給の特例)</p> <p>2 常勤の役員に支給する基本給月額を、<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間</u>（以下、「特例期間」という。）、第4条の規定にかかわらず、第4条の規定に基づいて定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、第7条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる基本給の額については、この限りでない。</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 <u>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の第7条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。ただし、適用日から令和2年3月31日までの間の第7条第2項の規定の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の167.5」と、「100分の170を上限として理事長が定める月数」とあるのは「100分の172.5を上限として理事長が定める月数」とする。</u></p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 <u>改正後の役員報酬規程を適用する場合には、改正前の公立大学法人奈良県立医科大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された役員報酬は、それぞれ改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。</u></p>	<p>(期末手当) 第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の167.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の167.5</u>を上限として理事長が定める月数（以下この条において「期末手当月数」という。）を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (基本給の特例)</p> <p>2 常勤の役員に支給する基本給月額は、<u>平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間</u>（以下、「特例期間」という。）、第4条の規定にかかわらず、第4条の規定に基づいて定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、第7条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる基本給の額については、この限りでない。</p>

(参考)

(賞与支給月数)

～平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
6 月	12 月	合計	6 月	12 月	合計	6 月	12 月	合計
1.4 月	1.55 月	2.95 月	1.4 月	1.7 月	3.1 月	1.475 月	1.675 月	3.15 月

平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
6 月	12 月	合計	6 月	12 月	合計	6 月	12 月	合計
1.5 月	1.75 月	3.25 月	1.55 月	1.75 月	3.3 月	1.575 月	1.775 月	3.35 月

令和元（平成 31）年度（改定前）				令和元（平成 31）年度（改定後）			
6 月	12 月		合計	6 月	12 月		合計
	12 月支給	3 月支給			12 月支給	3 月支給	
1.675 月	1.575 月	0.1 月	3.35 月	1.675 月	1.625 月	0.05 月	3.35 月

令和 2 年度（予定）			
6 月	12 月		合計
	12 月支給	3 月支給	
1.7 月	1.6 月	0.1 月	3.4 月

(公立大学法人奈良県立医科大学役員報酬規程)

(期末手当)

- 第 7 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前 1 カ月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 167.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 167.5（以下この条において「期末手当月数」という。）を乗じて得た額に、基準日前 6 カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6 カ月 100 分の 100
  - (2) 5 カ月以上 6 カ月未満 100 分の 80
  - (3) 3 カ月以上 5 カ月未満 100 分の 60
  - (4) 3 カ月未満 100 分の 30
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき第 4 条の規定に基づき定める基本給の月額（以下この条において「基本給月額」という。）及びこれに対する第 5 条に規定する地域手当の月額（以下この条において「地域手当の月額」という。）との合計額に、基本給月額及び地域手当の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額及び基本給月額に 100 分の 25 を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 第 2 項に規定する期末手当月数については、理事長が特に必要と認め、役員会の承認を得た場合、同項に定める期末手当月数の範囲内において、別にこれを定めることができる。
- 5 第 2 項に規定する在職期間は役員として在職した期間とする。ただし、公立大学法人奈良県立医科大学職員就業規則の適用を受ける職員又は奈良県職員（以下「法人等職員」という。）が、学長又は任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となった場合における在職期間には、その法人等職員の在職期間を算入するものとする。
- 6 基準日前 1 カ月以内に役員を退職し、その退職に引き続いて法人等職員となった場合には、第 1 項の規定にかかわらず期末手当は支給しない。
- 7 第 2 項の規定による期末手当の額は、業績評価の結果又はその者の業績に応じ、その額の 100 分の 10 の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。
- 8 前 7 項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の例による。（特例期間における特例措置）
- 4 特例期間における附則第 2 項の規定の適用については、同項「100 分の 4」とあるのは「100 分の 2.8」とする。